

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-503390(P2005-503390A)

【公表日】平成17年2月3日(2005.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-005

【出願番号】特願2003-522508(P2003-522508)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	31/565	(2006.01)
A 6 1 K	31/568	(2006.01)
A 6 1 K	31/5685	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 P	5/24	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	15/18	(2006.01)
C 0 8 F	20/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/70	4 0 1
A 6 1 K	31/565	
A 6 1 K	31/568	
A 6 1 K	31/5685	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 P	5/24	
A 6 1 P	15/00	
A 6 1 P	15/18	
C 0 8 F	20/10	

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

裏打ち層1つ、保護層1つ、および、活性化合物含有重合体マトリックス少なくとも1つを含む経皮治療システムであって、活性化合物が  
 -アドレナリン受容体作動薬、  
 -アドレナリン受容体作動薬、  
 -アドレナリン受容体プロッカー、  
 -アドレナリン受容体プロッcker、鎮痛剤(麻薬)、鎮痛剤(非麻薬)、男性ホルモン、麻酔剤、抗アレルギー剤、抗男性ホルモン剤、抗狭心症薬、抗不整脈剤、ペニシリン、抗糖尿病薬、抗ヒスタミン剤、抗偏頭痛剤、水素添加麦角アルカロイド、カルシウム拮抗剤、セロトニン拮抗剤、血小板凝集抑制剤、抗鬱剤、気管支拡張剤、エストロゲン、ゲスターーゲン、血管拡張剤、ニコチン、ホルモンまたはホルモンの組み合わせよりなる群から選択される医薬活性物質であり、そして重合体マトリックスの基礎重合体が接触接着性ポリアクリレートよりも、これは、単独重合体、共重合体またはブロック共重合体であり、それは、下記成分：  
 a)別の官能基を伴わない直鎖、分岐鎖および/または環状の脂肪族C<sub>1</sub>-C<sub>12</sub>置換基を担持するアクリルまたはメタクリル酸のエステルよりなる群から選択される单量体また

は単量体の混合物、

b) アクリル酸、メタクリル酸、2-ヒドロキシエチルアクリレート、2-ヒドロキシエチルメタクリレート、3-ヒドロキシプロピルアクリレートおよび／または3-ヒドロキシプロピルメタクリレート、ただしこれらの単量体の含有量は総量で2質量%未満であるもの、

c) 含有量20質量%未満の酢酸ビニル、

d) 含有量0.5質量%未満の架橋剤、

e) 含有量0.1質量%未満の抗酸化剤、安定化剤および／またはアルキルメルカプタンよりなる群から選択される補助剤

よりなる単量体混合物の重合により調製することができる単独重合体、共重合体またはブロック共重合体である上記システム。

#### 【請求項2】

単量体混合物の重合が、イオン、フリーラジカルまたは光誘導の手段により、乳化剤を含有することができる水中、または、反応媒体としての有機溶媒中において行なわれることを特徴とする請求項1に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項3】

単量体混合物が5質量%未満の含有量の酢酸ビニルを含有することを特徴とする請求項1または2に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項4】

アルミニウムアセチルアセトネート、アリルグリシジルエーテルおよび／またはグリシジルメタクリレートを架橋剤として単量体混合物中に用いることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項5】

別の官能基を伴わない直鎖、分岐鎖および／または環状の脂肪族C<sub>1</sub>～C<sub>12</sub>置換基を含むアクリル酸またはメタクリル酸のエステルの群がn-ブチルアクリレート、n-ブチルメタクリレート、エチルアクリレート、2-エチルヘキシリルアクリレート、エチルメタクリレート、メチルアクリレート、メチルメタクリレート、t-ブチルアクリレート、s-ブチルアクリレート、t-ブチルメタクリレート、シクロヘキシリルメタクリレート、2-エチルヘキシリルメタクリレート、イソボルニルメタクリレート、イソブチルメタクリレート、イソプロピルアクリレート、イソプロピルメタクリレートおよびこれらの単量体の混合物よりなることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項6】

単量体混合物がアクリル酸、メタクリル酸、2-ヒドロキシエチルアクリレート、2-ヒドロキシエチルメタクリレート、3-ヒドロキシプロピルアクリレートおよび／または3-ヒドロキシプロピルメタクリレートを含有しないことを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項7】

ホルモンが17-エストラジオール、エチニルエストラジオール、酢酸エストラジオール、レボノルゲストリル、ノルエチンドロン、酢酸ノルエチンドロンまたはテストステロンであることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項8】

活性化合物含有重合体マトリックスが15～30μmの厚みを有することを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の経皮治療システム。

#### 【請求項9】

性腺機能低下症の治療のため、ホルモン代替療法のため、または、避妊のための請求項1～8のいずれか1項に記載の経皮治療システム。